

地域医療支援病院の承認の継続について

1 趣旨

能代山本医師会病院が、令和元年9月から、地域医療支援病院の主な承認要件である原則200床を3床を下回る197床で病院運営を行っていることについて、地域医療の確保の観点から、県として、引き続き、当病院の地域医療支援病院の承認を継続する必要があると考えていることから、医療審議会に報告するものである。

2 継続する理由

(1) 根拠

- 医療法第4条第1項第4号【地域医療支援病院の要件】

厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

- 医療法施行規則第6条の2【地域医療病院の有すべき施設の数】

第4条第1項第4号に規定する厚生労働省で定める数は二百とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りでない。

(2) 病床数以外の主な承認基準

- 紹介・逆紹介率の基準

紹介率	逆紹介率
80%以上	—
65%以上	40%以上
50%以上	70%以上

※能代山本医師会病院（H30実績）

紹介率・逆紹介率とも、上記基準を十分満たしている。

紹介率	逆紹介率
66.1%	79.6%

- その他の基準

かかりつけ医の支援に関する共同利用に係る基準として、「病院施設・設備の開放」、「利用医師の登録制度」、「専用病床の確保」などがあるが、能代山本医師会病院では、いずれの項目も満たしていることを確認している。

※参考1（過去の事例）

病床数の基準以外を満たしている秋田県成人病医療センター（127床）の申請を承認した事例がある。

※参考 2（秋田県医療保健福祉計画 抜粋）

○ 現 状 と 課 題 ○

- ◇ 医療機関相互の機能連携と機能分担が進められるよう、診療所等から紹介される患者に対する医療提供、医療機器の共同利用などを通じて、かかりつけ医を支援する「地域医療支援病院」として、県内では、2病院が設置されています。

表 秋田県の地域医療支援病院

二次医療圏	病院名
能代・山本	能代山本医師会病院
秋田周辺	秋田赤十字病院

- ◇ 地域医療支援病院について、全ての二次医療圏での整備は進んでいませんが、地域医療支援病院以外の病院においても、医療機器の共同利用や共同診療病床（開放型病床）のほか、地域連携窓口の設置、地域の医療従事者への研修の実施が行われており、今後も機能連携の推進を図る必要があります。

○ 目 標 ・ 目 指 す べ き 方 向 ○

- ◆ 医療機関相互の機能連携を推進するため、共同利用に係る施設・設備などの整備を促進します。

※参考 3（地域医療支援病院の承認の取消に関する条項）

■医療法第 29 条第 3 項第 1 号【地域医療支援の承認の取消】

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

- 一 地域医療支援病院が第 4 条第 1 項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

■医療法第 29 条第 6 項【都道府県医療審議会の意見徴取】

都道府県知事は、第 3 項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

■H26.3.31 付け医政発 0331 第 4 号厚生労働省医政局長通知

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

業務報告書の確認を行い、承認要件を満たしていない場合には、二年程度の間承認要件を充足するための年次計画の策定を求めるとともに、当該計画期間経過後も承認要件が充足されない場合は、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。